

福岡保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人さつき会
所 在 地	津山市横山1232
電 話 番 号	0868-22-8053
代表者氏名	理事長 まつもと 松本 まさひろ 雅裕

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	福岡保育園
施 設 の 所 在 地	津山市横山1232
連 絡 先	TEL 0868-22-8053 FAX 0868-22-8016
管 理 者	園長 まつもと 松本 まさひろ 雅裕
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 30人 満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	1955年 4月 1日
事 業 所 番 号	3320351000251

3 サービスの目的・運営方針

福岡保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連

携を図りながら，利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	3 3 3 7 . 5 3 m ²
	園庭	1 , 0 1 8 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	8 0 7 . 4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	赤 0 組
ほふく室	1 室	赤 0 組
保育室	5 室	赤 1 組 (満 1 歳児クラス), 桃組 (満 2 歳児クラス), 黄組 (満 3 歳児クラス), 青組 (満 4 歳児クラス), 白組 (満 5 歳児クラス) について各 1 室
遊戯室 (ホール)	1 室	1 階
調理室	1 室	1 階
事務室	1 室	地階
研修室	1 室	地階

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	1 2	7	5	
栄養士	2	2		
看護師	0			
事務員	0			
調理員	0			

当園では，岡山県が「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 10 月 5 日岡山県条例第 47 号。以下「条例」という。）」において定める基準を遵守し，保育の実施に必要な職員として，上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
主任保育士	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
保育士	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
栄養士	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
看護師	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
調理員	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
事務員	正規の勤務時間帯（０８：３０～１７：１５）
	早出の勤務時間帯（０７：００～１５：４５）
	遅出の勤務時間帯（１０：００～１９：１５）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月３１日から１月３日）及び祝祭日、園長の指定した日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**７時から１８時**までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、**１９時**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**８時３０分から１６時３０分**までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、**７時から８時３０分**まで又は**１６時３０分から１９時**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 伝統行事・季節ごとの行事

- ・牡丹祭り ・地域住民とのふれあい交流 ・観劇
- ・花育（フラワーアレンジ等） ・異年齢児保育 ・芋ほり
- ・七五三参り ・餅つき ・雪あそび ・とんど
- ・豆まき ・防火パレード ・料理教室
- ・その他様々な行事を行っている。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 食事の提供時間は都合上、上記とは異なる場合があります。

(4) その他

- ・一時預かり ・延長保育 ・障がい児保育 ・学童保育（自主事業）
- ・未就園児体験事業（ほかほか広場）等

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科，小児科

医療機関の名称	津山中央医院 小児科
医 師 名	杉本 守治
所 在 地	津山市川崎1756
電 話 番 号	0868-21-8111

- (2) 歯科

医療機関の名称	秋山歯科
医 院 長 名	秋山 純
所 在 地	津山市川崎751
電 話 番 号	0868-23-1055

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 松本雅裕（園長），小多江梨子（主任）	
	・ご利用時間 8：30～ 19：00	
	・T E L 0868－22－8053	
	・F A X 0868－22－8016	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	森内香里	電話番号 090－4695－2337
		苦情委員
	森内千香子	電話番号 0868－22－7022
		さつき会監事
	日下芳子	電話番号 0868－23－5745
		さつき会理事・民生委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月 1 回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	園運営において必要な補償（園児・保護者・保育者への補償）
保険金額	総額 224,000 円

※詳しくは，事務所に保管してある「ほいくのほけんのしおり」を御確認ください。（要望に応じて閲覧・配布致します。）

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は すべて禁煙 です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 その他

・変更や修正のあった場合については，保育園のホームページもしくは園掲示板等により変更・修正箇所の周知をしていきたいと考えております。

※その他ご不明な点がございましたら保育園事務所までお問い合わせください。

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 福岡保育園
説明者 園長 松本 雅裕

私は、重要事項説明書に基づいて福岡保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

⑩

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育に係る費用	より良い保育に努めるため	実 費（毎月） （利用者によって必要な 金額が違うため）
父母の会会費	父母の会を運営するため	月額 5 0 0 円

その他

- ・行事に係る費用

2 時間外保育に係る利用者負担

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。
 なお、集金袋への領収印にて領収書にかえることもございますのでご了承ください。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

福岡保育園

園長 松本 雅裕 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：